

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成29年(2017年)2月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 2月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 2月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

【1】健康食品販売事業者が商品原料の効用を記載した新聞折込チラシを配布するのは消費者契約法の不実告知に当たるとして適格消費者団体が記載差止等を求めた事案。差止対象となる「勧誘」に当たらないとした原審判断は違法としたが,差止は認めなかった事例(平成29年1月24日最高裁)

【2】Aが亡くなる前年,相続税の節税のために当時1歳だった長男の息子である孫と縁組をしたため,相続開始後Aの法定相続人である娘2人が縁組の無効確認を求めた事案において縁組無効が認められなかった事例(平成29年1月31日最高裁)

【3】ADL全介助の状態のXに対し,介護施設Yの看護師らがXの姉らの教示によりリハビリ運動をさせた際,左大腿骨頸部の骨折が発生し,損害賠償請求等がなされた事案。本判決はYに注意義務違反を認めなかった原判決を相当とし控訴を棄却した(平成28年3月4日名古屋高裁)

【4】DV被害により別居中の妻の,死亡した夫の未支給年金の受給資格について,「現に消費生活上の家計を一つにしているか否か」との事実的要素だけでなく,婚姻費用分担義務の存否その他の規範的要素を含めて判断すべきとして,例外として生計同一性を認めた事例(平成28年5月13日仙台高裁)

【5】Xは,柔道整復師Yの経営する接骨院を受診しYの触診を受けたが,Yは骨折を発見できず,Xは後遺障害を残す結果となった。XはYに対し損害賠償を請求したが,Yに注意義務違反はないとされた事例(平成27年12月25日東京地裁)

【6】遺言内容が記載された書面に遺言者の署名だけあり押印はなく,書面の1枚目と2枚目にまたがり遺言者の契印があった遺言書につき,Aが本件遺言書を完成させたという事実を十分に示しているとし,自筆証書遺言としての有効性を認めた事例(平成28年3月25日東京地裁)

【7】外国為替証拠金取引約款について,禁止行為は「インターネット接続の遅延または取引システム上の過失や誤表示を利用した取引」であり,遅延,システムの過失,誤表示があったとは認められないとして,スキャルピング取引が無効となることはないとした事例(平成28年6月13日東京地裁)

【8】配偶者及び当該配偶者との間の子を残して死亡した被相続人に係る遺産分割後に認知された子は,当該配偶者が死後認知によって法定相続分に影響を受けない相続人であるので,当該配偶者に対し民法910条に基づき価額請求をすることができないとされた事例(平成28年10月28日東京地裁)

(知的財産)

【9】本件商標である「ゲンコツメンチ」は,引用商標「ゲンコツ」とは類似しておらず,商標法4条1項11号に該当しないとされた事例(平成29年1月24日知財高裁)

【10】冒認出願を理由として請求された特許無効審判の請求を不成立とした審決に対する取消訴訟であって,本件発明1-3の各発明の発明者をいずれも被告であると認定した本件審決の判断のうち本件発明1及び3に係る部分は誤りであるとされた事例(平成29年1月25日知財高裁)

【11】ソーシャルゲームアプリの開発に関与した原告が主位的に共同著作者の1人として収益の一部を受ける権利がある旨主張,予備的に原被告間において報酬に関する合意があり,仮に合意がなくとも報酬を受ける権利があると主張。主位的主張は棄却,予備的請求を認容(平成28年2月25日東京地裁)

【12】日本画家Xは,YがX撮影の舞妓の写真をを使って日本画を制作し展覧会に出展したことにつき,著作権及び著作者人格権侵害を理由に侵害行為の差止等を求めた事案。展示行為は著作権侵害にあたるとされ,一部絵画の展示・譲渡等の差止,慰謝料の一部支払を命じた(平成28年7月19日大阪地裁)

(民事手続)

【13】A・B間の離婚給付等契約公正証書に基づき慰謝料の未払分等を請求債権としてAがBの預金債権等の差押を

申立て,原審は執行開始要件の欠缺(協議離婚の届け出未了)としてAの申立てを却下。これに対するAの執行抗告では,却下決定を取消し申立てが認容された(平成28年1月7日東京高裁)

【14】執行裁判所が1つの不動産競売事件の2つの売却単位につき同一の開札期日を指定。両方に入札したXは買受申出保証金を合算して執行裁判所の預金口座に振り込んだ。原審はXの入札を無効としたためXが執行抗告,本判決は原審判断を退けXの入札を有効とした(平成28年6月17日名古屋高裁)

【15】契約当事者が管轄裁判所につき合意している時は当該管轄合意に一定の重みが認められるべきで専属的合意管轄に反して法定管轄裁判所での審理が許されるには「特段の必要」が認められるべきとの主張に,それを必要とする根拠がないとして再抗告が棄却された事例(平成28年8月2日名古屋高裁)

【16】破産会社AがメインバンクYに対してした2件の根抵当権の設定行為につき,Aの破産管財人Xが偏頗行為に該当するとして否認権を行使した事案。本判決はAの支払不能についてYが知っていたことを認定し,偏頗行為に該当するとしてXの否認権を行使を認めた(平成27年7月15日名古屋地裁岡崎支部)

【17】原告が元夫である被告に対し米国イリノイ州の裁判所から両人の子の養育費の支払を命ずる確定判決(本件外国判決)を得たとして執行判決を求めた事案。被告は本件外国判決は高額で懲罰的意味を有し日本における公の秩序に反すると主張したが,原告の請求を認容(平成28年1月29日東京地裁)

(公法)

【18】ある者(Z)がネット掲示板に原告になりすまして発言を投稿したため,原告がネットサービスを提供した被告にZの氏名,住所等の開示を求めた事案。本件における各事情から人格的同一性を侵害するほどのなりすまし行為が行われたと認めがたいとして原告請求を棄却(平成28年2月8日大阪地裁)

(社会法)

【19】Xは,Y経営のホストクラブに勤務していたところ,雇用契約を締結していたとして未払賃金等の支払を請求した。本判決は,ホストはYとは独立して自らの才覚・力量で客を獲得し,接客して収入をあげる自営業者と認めるのが相当とし,原告Xの請求を棄却した(平成28年3月25日東京地裁)

【20】被告は原告と基本契約を結び原告の業務を行っていたが,業務を放棄して失踪。原告は,競業禁止条項違反を理由として被告の業務差止等を求めた。原・被告間に成立した和解により被告の競業禁止はすでに担保されている等の理由で原告の請求が棄却された事例(平成29年1月26日東京地裁)

(その他)

【21】Xが,検索事業者グーグルに対し,自らが児童買春の容疑で逮捕されたとの事実を含む検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした事案において,公共の利害に関する事項である等の理由で,Xの抗告が棄却された事例(平成29年1月31日最高裁)

# 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民法】

### (1) 最一判平成29年1月24日 最高裁HP

平成28年(受)第1050号 クロレチラシ配布差止等請求事件 (棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/454/086454\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/454/086454_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

適格消費者団体が、健康食品の小売販売等を営む事業者に対し、事業者が自己の商品の原料の効用等を記載した新聞折込チラシを配布することが、消費者契約法(以下「法」という。)4条1項1号の告知(不実告知)に当たるとして、新聞折込チラシに上記の記載をすることの差止め等を求める事案において、本件のチラシ配布は新聞を購読する不特定多数の消費者に向けて行う働きかけであるから、差止めの対象となる「勧誘」(法12条1項及び2項)に当たらないとした原審の判断に違法があるとしつつ、差止めを認めなかった結論を維持した事例。

(理由)

法4条1項から3項、5条、12条1項及び2項の各規定にいう「勧誘」について法に定義規定は置かれていないところ、例えば、事業者が、その記載内容全体から判断して消費者が当該事業者の商品等の内容や取引条件その他これらの取引に関する事項を具体的に認識し得るような新聞広告により不特定多数の消費者に向けて働きかけを行うときは、当該働きかけが個別の消費者の意思形成に直接影響を与えることもあり得るから、事業者等が不特定多数の消費者に向けて働きかけを行う場合を上記各規定にいう「勧誘」に当たらないとしてその適用対象から一律に除外することは、上記の法の趣旨目的に照らし相当とはいえない。

しかし、本件チラシの配布については、法12条1項及び2項にいう「現に行い又は行うおそれがある」ということはできない。

### (2) 最一判平成29年1月31日 最高裁HP

平成28年(受)第1255号 養子縁組無効確認請求事件 (破棄自判)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/480/086480\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/480/086480_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

Aが亡くなる前年、相続税の節税のために、当時1歳だった長男の息子である孫と縁組をしたため、相続開始後、Aの法定相続人である娘2人が縁組の無効確認を求めた事案において、縁組無効が認められなかった事例。

(理由)

養子縁組は、嫡出親子関係を創設するものであり、養子は養親の相続人となること、養子縁組をすることによる相続税の節税効果は、相続人の数が増加することに伴い、遺産に係る基礎控除額を相続人の数に応じて算出するものとするなどの相続税法の規定によって発生し得るものである。相続税の節税のために養子縁組をすることは、このような節税効果を生じさせることを動機として養子縁組をするものにほかならず、相続税の節税の動機と縁組をする意思とは、併存し得るものである。

したがって、専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法802条1号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできない。

### (3) 名古屋高判平成28年3月4日 判例時報2314号64頁

平成28年(ネ)第334号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(上告))

両下肢機能全廃による一級身体障害者の認定を受け、知的障害の程度一度の判定を受け、ADL全介助の状態であったXは、平成22年2月、Y(特定非営利活動法人)との間で生活介護サービス利用契約を締結し、同契約に基づきYの開設する施設において、食事や入浴等のサービスを受け、デイサービスを受けていた。

Yの看護師らがXの姉らの教示により、Xの左足を伸ばすリハビリ運動をさせた際、Xに左大腿骨頸部の骨折が発生し、不法行為又は債務不履行により損害賠償請求がなされた事案。

本判決は、姉らがXの骨密度が極めて低い状態であることを伝えておらず、これまでリハビリの専門家ではない家族が実施してきて特段の問題が発生していない手法をそのまま実施するとしても、骨折が発生する危険性が高いものであるとは考えないのが通常であるから、医師等の専門家の意見を聴取することなく、リハビリを行ったとしても、Xに対する配慮を欠く不法行為上あるいは契約上の注意義務違反があったとは認められないと判断し、原判決は相当であるとして、控訴を棄却した。

#### (4) 仙台高判平成28年5月13日 判例時報2314号30頁

平成27年(行コ)第20号 未支給年金等不支給決定取消請求控訴事件(取消・認容(確定))

老齡基礎年金及び老齡厚生年金を受給していた別居中の夫Aが死亡したことから、妻であるXがその未支給年金の支給を申請したところ、XがAと生計を同じくしていたとは認められないとの理由で不支給処分を受けた事案。

Xは、AからDV被害を受けてやむを得ず別居し、要求しても婚姻費用の支払いを受けられなかったというXの責に帰すべきでない事情があるのに、現実的に経済的援助がなかったことや音信等がなかったことを理由に生計同一性を否定されるのは不合理であると主張した。

本判決は、生計同一要件充足性の判断においては「現に消費生活上の家計を一つにしているか否か」という事実的要素のみによって判断すべきではなく、婚姻費用分担義務の存否その他の規範的要素を含めて判断すべき場合があるとして、本件は生計同一要件に関する認定基準の定める例外として生計同一性を認めることができるとした。

#### (5) 東京地判平成27年12月25日 判例時報2312号101頁

平成27年(ワ)第2626号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

本件は、Xが平成25年7月に柔道整復師Yの経営する接骨院を受診し触診等の施術を受けた後、S整形外科を受診した際、医師よりO病院を受診するよう指導され、同年11月にO病院を受診したところ、O病院の医師より右舟状骨(手)骨折後偽関節との診断を受け同病院で手術を受けたが、偽関節のための後遺障害として右手関節の可動域に制限を残すという診断を受けた。Xは実際には右舟状骨を骨折していたにもかかわらず捻挫である旨の誤った診断を受けたことにより損害を被ったとして柔道整復師Yに対し不法行為又は債務不履行による損害賠償(治療費・手術費用、入通院慰謝料等合計187万円余)を請求した事案である。

本判決は、一般に骨折の有無は各種画像診断によって診断されるものであり、X線写真等の検査を行うことで判断するものであるが、柔道整復師が骨折等の診断のために業として照射を行うことは法により許されないこととされており、YはXに痛みが続くようであれば再度来院するよう指導しており、それは経過観察の趣旨であったとみられ、骨折はしておらず捻挫である旨述べたということは想定し難いと判示しXの主張に理由がないとした。またYにすぐに整形外科を受診するよう指導する義務違反があったか否かについては、典型的な舟状骨骨折等の症状が見られないこと等に照らすと注意義務違反はないとして、Xの請求を棄却した。

#### (6) 東京地判平成28年3月25日 判例タイムズ1431号214頁

平成27年(ワ)第15323号 遺言書有効確認請求事件(認容、控訴、(後控訴取下))

遺言者Aの孫Xは、法定相続人Yらに対し、Aの自筆証書遺言(検認済)が有効であることの確認を求めた。同遺言書は、遺言内容の記載された書面の文面上には遺言者の署名のみがあり押印はなく、2枚からなる書面の1枚目と2枚目にまたがり遺言者の契印があった。本判決は、我が国の一般的な慣習に照らせば契印が押捺されるのは遺言書などの重要な書類を作成する場合においてその一体性を確保し、後日の差し替え等を防止するためにあえて行なうものであり、Aが本件契印を押捺したことは、Aが本件遺言書の重要性を認識した上であえて契印したものと考えられるから、これによりAが本件遺言書を完成させたという事実を十分に示していると言え、民法が自筆証書遺言の方式として遺言書に押印を要求する趣旨を損なうものではないとして、請求を認容した。

#### (7) 東京地判平成28年6月13日 金法2059号90頁

平成27年(ワ)第20097号 損害賠償等請求事件(請求認容)

Xは、Yが定める取引約款に基づきYに取引口座を開設し、Yとの間で外国為替証拠金取引を行っている者である。同約款10条には、「インターネットの接続の遅延を利用した裁定取引やスキュルピング取引という概念は、お客様がマーケットメーカーから直接売買を行う店頭取引においてはあってはならないものであり、当社が提供する取引システム上、このような行為は認められません。当社の取引システム上の過失や誤表示を利用した価格操作、契約締結、取引を行うことは如何なる形態であれ、禁止とさせていただきます。・・・当社は、このような行為の結果として行われた取引は全て無効とさせていただきます」との定めがあった。Xは、Yに証拠金を預託して外国為替証拠金取引を開始し、2634万8186円の利益を得て、同利益と同額の証拠金を増加させたが、上記各取引は一定方向に動く最小の時間単位で利益を薄く確実に取得しようとするスキュルピング取引に該当したところ、Yは、上記各取引が上記約款10条に違反しており、無効であると通知した。本件は、XがYに対し、上記証拠金の返還及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める事案である。

本判決は、上記約款10条について、顧客に一律に適用されるものであり、顧客がその内容を的確に理解できるよう、まずその文言を踏まえる必要があるところ、ここで禁止している行為は、インターネット接続の遅延または取引システム上の過失や誤表示を利用した取引であり、その規定の仕方に照らし、スキュルピング取引自体を禁止するのではなく、インターネット接続の遅延または取引システム上の過失や誤表示を利用した取引であれば、スキュルピング取

引に限らず禁止するものであるとした上で、本件各取引の当時、インターネット接続の遅延または取引システム上の過失や誤表示があったことを認めるに足りる的確な証拠や具体的な主張はなく、上記約款10条に違反する点はないため、同取引が無効となることはないと判示した。

#### (8)東京地判平成28年10月28日 金法2059号83頁

平成27年(ワ)第13626号 遺産分割後の価額請求事件(請求棄却・控訴)

X1及びX2は、被相続人A(平成20年6月死亡)から死後認知(強制認知、平成22年6月に確定、Bは、被告(検察官)に補助参加していた。)された子らであるところ、その死後認知に先立ち、被相続人Aの配偶者であるYは、AとYとの間の子であるBとともに、遺産をYがすべて取得する旨の分割協議を行った(平成21年1月7日)。本件は、XらがYに対し、死後認知裁判確定後間もなくして、民法910条に基づき、価額請求(予備的に不当利得返還請求)をした事案である。

本判決は、配偶者の相続権を認める根拠は、婚姻中の財産の清算および生存配偶者の扶養ないし生活保障にあるとされ、その根拠は他の血族の相続権とは異なるとしつつ、配偶者及び当該配偶者との間の子を残して死亡した被相続人に係る遺産分割後に認知された子は、当該配偶者が死後認知によって法定相続分に影響を受けない別個の系統に属する相続人であるので、当該配偶者に対し、民法910条に基づき価額請求をすることができないとして、Xらの主位的請求を棄却した。また、Yが被相続人Aの遺産を取得したのは有効な遺産分割協議に基づくものであるから法律上の原因なく不法に利益を得たとはいえないとして、Xらの予備的請求を棄却した。

### 【知的財産】

#### (9)知財高判平成29年1月24日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10164号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/467/086467\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/467/086467_hanrei.pdf)

被告は、「ゲンコツメンチ」の片仮名を標準文字により表してなる登録商標(本件商標)の商標権者であり、原告は、特許庁に対し、本件商標が、指定商品「メンチカツを材料として用いたパン」等について、商標法4条1項11号に該当するとして、登録無効審判を請求したが、特許庁が不成立審決をしたので、原告が審決取消訴訟を提起した事案であって、特許庁での無効審判における引用商標は、「ゲンコツ」の片仮名を標準文字により表してなる登録商標(指定商品 サンドイッチ等)であった。

本件商標「ゲンコツメンチ」と、引用商標「ゲンコツ」は、「メンチ」の文字の有無という相違があり、外観・称呼において相違し、また、本件商標は、「にぎりこぶしのような大きさで、丸みと厚みがある形状の、挽肉を原材料とした加工食品」という観念を生じ得るのに対し、引用商標は、「にぎりこぶし」という観念を生じるのであって、観念において相違する。

また、本件商標は、「ゲンコツ」と「メンチ」がいずれも辞書に掲載されている語であることから、その組合せであると解されるが、文字のみの商標であって、図形などとの組合せではなく、しかも、全ての文字が、標準文字で、一連に横書きされており、各文字は、同じ字体、大きさ及び間隔で、一体的に表記されている。また、本件商標の全体の文字数は、7文字で、多くはないところ、その称呼は、「ゲ」と「メ」の母音がいずれも「エ」、その次に続く音がいずれも「ン」であり、韻を踏んだ状態になっており、リズム感があることから、全体として、7文字であるに於いては、簡潔で歯切れのいい印象を与える。

そして、本件商標において、「ゲンコツ」の文字部分だけが、取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとはいえないし、「メンチ」の文字部分からは、出所識別標識としての称呼、観念が生じないともいえない。

したがって、本件商標は、その外観、称呼及び観念のいずれの点においても、引用商標と相違し、引用商標とは類似しておらず、商標法4条1項11号に該当する商標ではない。

なお、原告は、本件商標は、「ゲンコツ」の文字部分のみに自他商品識別標識として機能が認められるとして、本件商標と引用商標の類似性を主張する。しかしながら、語意に留意せずに、本件商標を見た場合、外観上「ゲンコツ」と「メンチ」の間に区別があると認めることはできない、として原告の請求は棄却された。

#### (10)知財高判平成29年1月25日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10230号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(一部認容)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/479/086479\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/479/086479_hanrei.pdf)

冒認出願を理由として請求された特許無効審判の請求を不成立とした審決に対する取消訴訟であって、本件発明1 3の各発明の発明者をいずれも被告であると認定した本件審決の判断のうち、本件発明1及び3に係る部分は誤りであるとした事案。

本件のように、冒認出願を理由として請求された特許無効審判において、「特許出願がその特許に係る発明の発

明者又は発明者から特許を受ける権利を承継した者によりされたこと」についての主張立証責任は、特許権者が負担するものと解するのが相当である。

もっとも、そのような解釈を採ることが、すべての事案において、特許権者が発明の経緯等を個別的、具体的、かつ詳細に主張立証しなければならないことを意味するものではない。むしろ、先に出願したという事実は、出願人が発明者又は発明者から特許を受ける権利を承継した者であるとの事実を推認させる上でそれなりに意味のある事実であることも考え合わせると、特許権者の行うべき主張立証の内容、程度は、冒認出願を疑わせる具体的な事情の内容及び無効審判請求人の主張立証活動の内容、程度がどのようなものかによって左右されるものというべきである。すなわち、仮に無効審判請求人が冒認を疑わせる具体的な事情を何ら指摘することなく、かつ、その裏付けとなる証拠を提出していないような場合は、特許権者が行う主張立証の程度は比較的簡易なもので足りるのに対し、無効審判請求人が冒認を裏付ける事情を具体的に指摘し、その裏付けとなる証拠を提出するような場合は、特許権者において、これを凌ぐ主張立証をしない限り、主張立証責任が尽くされたと判断されることはないものと考えられる。

本件において、原告の主張のうち、原告が、平成22年11月3日ころまでに、本件発明1の方法の実施に用いられる本件機器を完成させたこと、ひいては、本件発明1を完成させたことについては、客観性のある証拠等によって裏付けられているとすることができる。しかしながら、本件機器は本件発明2の方法に用いられるものとはいえないから、原告が本件機器を完成させたからといって、本件発明2の方法を着想し、完成させたことが認められるものではなく、他にこれをうかがわせる証拠もない。したがって、原告の主張のうち、本件発明2に係る部分は、その裏付けを欠くものというほかない(そもそも、原告は、原告が本件発明2の方法を着想し、具体化したことを示す具体的な事情を主張していない。 )。

そして、被告が本件発明1を完成させたものとする被告の主張にはこれを裏付けるに足りる十分な証拠がないというべきであり、被告は、本件発明1の発明者が原告ではなく、被告であることについて、原告の前記主張立証を凌ぐだけの主張立証をしているものとはいえない。また、本件発明3は、本件発明1の方法により製造されるゲート構造を備えた噴出ノズル管と本件発明2の方法により製造される同様の噴出ノズル管の双方をその内容とする発明であるから、被告は、請求項3によって特定される本件発明3の全体について、被告がその発明者であることを認めるに足りる主張立証をしているものとはいえないことになる。一方、被告は、被告が本件発明2の方法を着想しこれを具体化したことについて、その具体的な事情を主張し、これを裏付ける一応の証拠も提出しているものといえるから、少なくとも上記で述べた程度を満たすだけの主張立証をしているものといえることができる。

以上の検討を総合すれば、本件各発明のうち、本件発明2については、その発明者が被告であると認めることができるが、本件発明1及び3については、その発明者が被告であると認めることはできない。

#### (11) 東京地判平成28年2月25日 判例時報2314号118頁

平成25年(ワ)21900号 収益金配分請求事件(一部認容、一部棄却、(控訴))

ソーシャルゲームアプリケーションゲーム(以下、「本件ゲーム」という。)の開発に関与した原告は、主位的に、本件ゲームの共同著作者の1人であって、同ゲームの著作権を共有するから、同ゲームから発生した収益の一部を受け権利がある旨、予備的に、仮に原告が本件ゲームの共同著作者の1人でないとしても、原被告間において報酬に関する合意があり、仮に同合意がないとしても、商法512条に基づき報酬を受け権利がある旨主張した。これに対し、本件ゲームをインターネット上に配信する被告会社は、本件ゲームは被告における職務著作であり、また、映画の著作物に該当するから、いずれにしても被告の著作権が帰属するなどとして争った。

原告は、開発期間中は、被告に雇用されておらず、本件ゲーム開発がほぼ終了した後に被告の取締役等に就任した者であるが、本件ゲーム開発期間中にはタイムカードで勤怠管理され、被告のオフィス内で同社の備品を用い、被告代表者の指示に基本的に従って開発を行っていた。本判決は、本件ゲーム開発の当初から原告が被告の取締役等に就任することが予定されており、その取締役としての報酬も本件ゲーム開発に係る報酬の後払い的な性質を含むことなどから、「法人等の業務に従事する者」とであると判断し、職務著作の成立を認めた。また、職務著作に該当しない場合における映画の著作物の点についても映画と類似の視覚効果があるとして、映画の著作物に該当し、被告が「映画製作者」であり、仮に原告が本件ゲームの著作者であるとしても著作権法29条1項によりその著作権は被告に帰属すると判断した。予備的請求については、原告が被告の取締役に就任する以前は、被告から、本件ゲームの開発に関する労務提供の対価を一切受領しないまま、約4ヶ月間、多大な労力を費やし、本件ゲームの開発に貢献したことや、被告代表者の発言などから、原被告間において本件ゲームの開発について、ボーナス300万円及び開発が行われた期間(4ヶ月)につき月額30万円の報酬を支払う旨の黙示の合意の成立を認めた。

#### (12) 大阪地判平成28年7月19日 判例タイムズ1431号226頁

平成26年(ワ)第10559号 著作権侵害差止等請求事件(一部認容、確定)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/065/086065\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/065/086065_hanrei.pdf)

日本画家Xは、YがX撮影の舞妓の写真3枚を利用して日本画4枚を制作し展覧会に出展したことにつき、著作権及び

著作者人格権侵害を理由に侵害行為の差止等(写真の翻案の差止請求, 絵画の展示, 譲渡の差止請求及び廃棄請求)を求めた。本判決は, 上記写真の著作物性を認めた上で, Y制作の絵画は写真の本質的特徴を維持しながらY自身の創作的な表現が付加されたものなので写真を翻案した二次的著作物にあたり, 展示行為は著作権(翻案権, 展示権)及び著作者人格権(同一性保持権, 公表権)の侵害に当たるとした。そして, XがYと共通の知人であるZに対し絵画制作の参考にと上記写真を交付し, YがZから同写真の再交付を受けたという事情があったとしても, Xの著作権放棄及びYに対する著作権利用許諾があったとは認められず, Yには同写真がZ以外の第三者によって撮影された認識があったことから侵害について少なくとも過失が認められるとし, 上記絵画のうち手元に有する2枚について展示及び譲渡の差止め並びに廃棄を命じ, 著作権侵害による損害としてXが上記写真を絵画制作に用いることができなくなった価値減損相当金額として1枚当たり5万円を認め, 著作者人格権侵害による慰謝料については, 変更の程度及び展覧会の規模を考慮し20万円を認めた。

## 【民事手続】

### (13) 東京高決平成28年1月7日 判例時報2312号98頁

平成27年(ラ)第1957号 債権差押命令却下決定に対する執行抗告事件(取消・申立て認容)

本件は, A・B間の離婚給付等契約公正証書(以下, 本件執行証書)に基づき, 慰謝料の未払分及び執行費用を請求債権として, AがBの有する預金債権等の差押えを求めたところ, 原審は, 当該慰謝料請求債権は離婚が成立したときに初めて発生するものであるから, 請求が債権者Aの証明すべき事実の到来にかかる場合にあたり民事執行法27条1項に基づき付与された執行文及び当該事実が到来したことを証する文書の謄本が債務者Bに送達されたことが執行開始の要件になるが, その証明がされていないとしてAの申立てを却下し, それに対してAが執行抗告した事案である。本決定は, 協議離婚は届出によって初めて離婚の効力を生ずるものであり, 離婚に伴う慰謝料も特段の事由がない限り, 離婚の効力が発生するまで成立しないものと解されるが協議離婚の法的性質から当事者が一定の時期を期限として離婚に伴う慰謝料請求権を発生させる合意をすることが法的に無効とされる理由はないと判示。本件条項(「BはAに対し, 離婚による慰謝料として金850万円の支払義務があることを認め, 平成22年9月末日までに金400万円, 平成28年5月末日までに金450万円を第1条第1項に定める方法により支払う」)で支払うとされている慰謝料について, 本件執行証書の前文では「離婚に伴う」慰謝料と, 本件条項では「離婚による」慰謝料となっているが, その支払が一定の期日までに一定額を分割して支払うとされていることに照らして, この「離婚に伴う」又は「離婚による」という文言が一義的に離婚の成立ないし離婚の効力発生に基づくという意味を表するものと解することはできず, 本件執行証書の素直な文言解釈としては離婚の成立を要件としない支払義務を定めたものとするのが相当であるとし, 原決定を取り消し, 債権差押命令を発した。

### (14) 名古屋高決平成28年6月17日 判例タイムズ1431号117頁

平成28年(ラ)第181号 売却許可決定に対する執行抗告事件(取消自判, 確定)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/105/086105\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/105/086105_hanrei.pdf)

執行裁判所が, 一つの不動産競売事件の二つの売却単位(物件1ないし3と物件13)について同一の開札期日を指定したところ, その両方に入札したXは, 入札書は別々に提出したものの, 買受申出保証金(物件1ないし3が7万円, 物件13が3万円)は合算して執行裁判所の預金口座に振り込んだ。入札保証金振込明細書には物件番号として「第1 3, 13号」と記載された。原審はXの入札を無効としてYを最高価買受申出人と定めYに対する売却許可決定をしたため, Xが執行抗告をした。本決定は, 民事執行規則48条は入札保証金振込明細書を売却単位ごとに個別に提供すべきことまでは義務づけていない, 本件では合算提供であっても入札者は各売却単位について定められた7万円と3万円の保証金を提供する意思であったことは明らかである, 合算提供を認めると当該入札者が, 一方の売却単位では最高価買受申出人となり, 他方の売却単位ではならなかった場合に通常と異なる会計事務が必要になる可能性があるが, 法令上の根拠がないのに, 裁判所の会計事務上の支障をもって入札を無効とすることはできないとし, Xの入札は有効とし, 売却許可決定を取消し, Yへの売却を不許可とした。

### (15) 名古屋高決平成28年8月2日 判例タイムズ1431号105頁

平成28年(ラ)第223号 移送却下決定に対する即時抗告棄却決定に対する再抗告事件(再抗告棄却, 確定)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/243/086243\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/243/086243_hanrei.pdf)

XはYに対し業務提携契約に基づく成功報酬支払請求訴訟をXの本店所在地(義務履行地)を管轄する安城簡裁に提起した。Yは契約書にYの住所地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする定めがあるとして民訴法16条1項に基づき広島簡裁への移送を申し立てたが, 同申立ては却下され, 即時抗告も棄却された。Yは, 契約当事者が管轄裁判所について合意しているときは当該管轄合意に一定の重みが認められるべきであるから, 専属的合意管轄に反して法定管轄裁判所での審理が許されるためには「特段の必要」が認められる必要があるとして再抗告

した。本決定は、専属的合意管轄裁判所に訴えが提起され、法定管轄裁判所への移送申立てがされた場合には、民訴法17条及び同20条1項により訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者の衡平を図るため必要があると認められるか否かで移送の可否が判断されるのであるから、これと逆に、法定管轄裁判所に訴えが提起され、専属的合意管轄裁判所への移送申立てがされた場合の判断基準も同様に考えるのが合理的であり、「特段の必要」との要件を付加すべき根拠は見出し難いとして、再抗告を棄却した。

#### (16)名古屋地裁岡崎支部判平成27年7月15日 金法2058号81頁

平成25年(ワ)第393号 否認権行使請求事件(甲事件),同第553号 所有権移転登記手続等請求事件(乙事件)(甲事件,乙事件ともに請求認容)

甲事件は、破産会社Aの破産管財人Xが、破産手続開始決定前に破産会社AがメインバンクYのためにした、破産会社所有不動産に対する根抵当権設定登記について、偏頗行為に該当するとして、破産法162条1項1号イに基づき否認権を行使した事案である。乙事件は、Xが、破産手続開始決定前にB社所有名義の不動産についてYのためにされた根抵当権設定登記について、同不動産はB社から破産会社Aが売却により取得した同社所有物件であると主張して、B社に対し、売買契約に基づく所有権移転登記手続を求めるとともに、Yに対し、当該根抵当権設定行為が偏頗行為に該当するとして、破産法162条1項1号イに基づき否認権を行使した事案である(B社とは、当該不動産について破産会社Aの所有と認める訴訟上の和解成立)。

本判決は、破産会社AがYに対してした2件の根抵当権の設定行為につき、継続的に行っていた融通手形の手形割引に係る債務を実質的に担保するものであるために既存の債務に対してしたものであること、破産会社は既に融通手形の割引金をもって融通手形の決済をせざるを得ない状態にあったことから支払不能となった後に設定されたこと、そして、継続的に行われていた手形割引に係る約束手形が破産会社Aの売上高を大きく超えていたなど不自然な金額の裏付けをYにおいて十分に確認した形跡はなく、むしろ、Yは破産会社Aに対し他の金融機関への返済期間延長を申し出させ、Yだけが根抵当権の設定をうけていることから、破産会社Aの支払不能についてYが知っていたことを認定し、偏頗行為否認の請求を認めた。

#### (17)東京地判平成28年1月29日 判例時報2313号67頁

平成26年(ワ)第24637号 執行判決請求事件(認容,控訴,控訴棄却,確定)

原告が、離婚した元夫である被告に対し、アメリカ合衆国イリノイ州の裁判所から原告と被告との間の子であるAの養育費の支払を命ずる確定判決(本件外国判決)を得たとして、民事執行法24条に基づき、本件外国判決についての執行判決を求める事案において、被告が、本件外国判決が命じた養育費の額が高額であり、懲罰的意味を有し、また、日本の法律の定める内容と大きく隔たっている、などとして、日本における公の秩序に違反すると主張した。裁判所は、本件外国判決の養育費の算定は、被告が納税申告書を提出しないために被告の収入に関し被告が一切納税をしていないとの不利な事実推定をした上で算定されたものであって、制裁や抑止の目的で実際に負担すべき養育費より多額の支払を命じたものではなく、また、外国判決の当否は調査の対象にならない(民執法24条2項)上、本件外国判決が定める養育費の負担の内容は日本の法律の定める内容と大きく隔たっているということではできないから、日本における公の秩序に違反するとは言えない、などとして、原告の請求を認容した。

### 【公法】

#### (18)大阪地判平成28年2月8日 判例時報2313号73頁

平成27年(ワ)第10086号 発信者情報開示請求事件(棄却,控訴)

ある者(Z)がインターネットの掲示板にプロフィール画像として原告の写真を使って原告本人になりすまし、様々な発言を掲示板に投稿したため、原告が権利を侵害されたとして、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)4条1項1号(権利が侵害されたことが明らかであるとき)に基づき、インターネットサービスを提供した被告に対し、Zの氏名又は名称、住所及び電子メールアドレスの開示を求めた事案。

原告は、名誉権やプライバシー権等が侵害されたと主張するとともに、アイデンティティ権(原告の主張では、他者との関係において人格的同一性を保持する利益をいい、社会生活における人格的生存に不可欠な権利であって、憲法13条後段の幸福追求権ないしは人格権から導き出される権利)の侵害を主張した。

裁判所は、名誉が毀損されたといえるほどの投稿が行われたとはいえず、原告のプライバシー情報も掲載されたわけではないとして、これらの権利侵害を否定し、アイデンティティ権については、他者との関係において人格的同一性を保持することは人格的生存に不可欠である、名誉棄損等の権利侵害に当たらない類型的なりすまし行為が行われた場合であっても、例えば、なりすまし行為によって本人以外の別人格が構築され、そのような別人格の言動が本人の言動であると他者に受け止められるほどに通用性を持つことにより、なりすまされた者が平穏な日常生活や社



会生活を送ることが困難となるほどに精神的苦痛を受けたような場合には、名誉やプライバシー権とは別に「他者との関係において人格的同一性を保持する利益」という意味でのアイデンティティ権の侵害が問題になり得ると解される、と判示したが、どのような場合であれば許容限度を超えた人格的同一性侵害となるか現時点で明確な共通認識が形成されているとは言い難く、なりすまし行為の効果及び影響も諸要素によって異なり、どのような場合に損害賠償の対象となるような人格的同一性を害するなりすまし行為が行われたかを判断することは容易ではなく、慎重であるべき、と判示し、本件における各事情(なりすましの期間が1カ月余りの間であることなど)から、人格的同一性を侵害するなりすまし行為が行われたと認めることはできないとして、原告の請求を棄却した。

## 【社会法】

### (19) 東京地判平成28年3月25日 判例タイムズ1431号202頁

平成26年(ワ)第24595号 未払賃金等請求事件(請求棄却,確定)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/026/086026\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/026/086026_hanrei.pdf)

Xは、Y経営のホストクラブに勤務していたところ、雇用契約を締結していたとして未払賃金等の支払を請求した。Xの労働者性が争われたところ、本判決は、ホストの収入である報酬や指名料等は売上に応じて決定されるものであり勤務時間との関連性が薄い、出勤時間はあるが客の都合が優先され時間的拘束が強いとは言えない、接客に必要な衣装等を自腹で準備している、従業員である内勤とは異なる扱いを受けている、ミーティングは月1回行なわれているが報告が主でありYから指揮命令を受ける関係ではなく、ホストはYとは独立して自らの才覚・力量で客を獲得しつつ接客して収入をあげるものであり、Yとの一定のルールに従って本件店舗を利用して接客し、その対価を本件店舗から受け取るに過ぎないとし、ホストは自営業者と認めるのが相当とし、請求を棄却した。

### (20) 東京地判平成29年1月26日 裁判所HP

平成27年(ワ)第16719号 競業行為差止等請求事件 不正競争 民事訴訟(棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/491/086491\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/491/086491_hanrei.pdf)

原告は、ソフトウェア開発を業とする会社であり、被告は、原告と基本契約を締結して原告の業務を行っていたところ、原告と被告との間の業務に関する基本契約期間中に被告が原告の業務に関する情報(本件開発データ)を持ち出して失踪し、業務を放棄した上、上記契約の競業禁止条項に反して原告の業務内容と同種の行為を行ったので、原告が、被告に対し、不正競争防止法2条1項4号の不正競争がされるおそれがあると主張して、同法3条1項に基づきパチンコ・スロットの販売及び開発を行っている会社(B社)において被告が業務を行うことの差止め等を求めた事案。

原告は、被告の行為が不正競争防止法2条1項4号の不正競争に該当するとして、被告がパチンコ又はスロットの販売及び開発を行っている会社(B社)における業務に従事することの差止めを求めている。そこで、不正競争の成否はさておき、差止めの必要性について判断するに、事実関係によれば、被告が原告の業務を放棄した後にパチンコ機に類する機器の開発業務に従事したことが認められるにとどまり、被告が本件開発データを使用したと認めるに足りる証拠はない。加えて、被告は、既に成立している和解条項に基づいて本件開発データを廃棄する債務を負っており、本件開発データの使用の禁止は既に法的に担保されているとみることができる。

以上を総合考慮すれば、仮に本件開発データが不正競争防止法2条6項所定の営業秘密に該当し、その持ち出し行為が同条1項4号所定の不正競争に該当するとしても、上記の債務を超えて原告の競業他社における業務全般の被告による従事を差し止める必要性があると認めることはできない。

これに対し、原告は、被告が本件開発データを持ち出し、これを手土産としてB社に就職したと主張する。そこで検討するに、事実関係によれば、本件開発データの汎用性が明らかでないこと、原告の業務を放棄してからB社に就職するまで約3か月の間があることに照らすと、被告が本件開発データを他社に流用する目的を有していたとみるのは困難であり、原告の主張は失当である。

以上によれば、原告の不正競争防止法3条1項に基づく差止請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない、として原告の請求は棄却された。

## 【その他】

### (21) 最高裁判平成29年1月31日 最高裁HP

平成28年(許)第45号 投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/482/086482\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/482/086482_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

Xが、検索事業者グーグルに対し、自らが児童買春の容疑で逮捕されたとの事実(以下「本件事実」という。)を含む検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした事案において、検索結果の削除を認めなかった事例。

(理由)

検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができるのは、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量し、前者が優越することが明らかな場合である。

本件事実は、他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。また、本件検索結果はXの居住する県の名称及びXの氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。以上の諸事情に照らすと、Xが妻子と共に生活し、本件事実により罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。

## 【紹介済判例】

最二判平成28年2月19日 判例時報2313号119頁

平成25年(受)第2595号 退職金請求事件(破棄差戻)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/681/085681\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/681/085681_hanrei.pdf)

法務速報179号30番で紹介済

最二判平成28年2月19日 金法2058号72頁

平成25年(受)第2595号 退職金請求事件(破棄差戻)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/681/085681\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/681/085681_hanrei.pdf)

法務速報179号30番で紹介済

最三決平成28年3月24日 判例時報2312号131頁

平成27年(あ)第703号?傷害, 傷害致死被告事件(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/781/085781\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/781/085781_hanrei.pdf)

法務速報180号16番で紹介済

最一判平成28年4月28日 判例時報2313号25頁

平成27年(受)第330号 債務不存在確認等請求本訴, 不当利得返還請求反訴事件(上告棄却)

法務速報181号16番で紹介済

札幌高判平成28年5月20日 判例時報2314号40頁

平成27年(ネ)第157号 損害賠償請求控訴事件(一部変更(確定))

法務速報182番5号で紹介済

最一判平成28年6月27日 判例時報2314号25頁

平成26年(行ヒ)第321号 不当利得返還等を求める住民訴訟事件(破棄自判, 被上告人らの請求棄却)

法務速報184番16号で紹介済

大阪高決平成28年6月28日 判例タイムズ1431号108頁

平成27年(ラ)第547号 仲裁判断取消申立棄却決定に対する抗告事件(取消自判, 特別抗告, 許可抗告)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/062/086062\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/062/086062_hanrei.pdf)

法務速報184号9番で紹介済

最三判平成28年10月18日 判例タイムズ1431号92頁

平成27年(受)第1036号 損害賠償請求事件(一部破棄自判, 一部破棄差戻)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/198/086198\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/198/086198_hanrei.pdf)

法務速報186号23番で紹介済

最三判平成28年10月18日 金法2059号78頁

平成27年(受)第1036号 損害賠償請求事件(一部破棄自判・一部破棄差戻)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/198/086198\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/198/086198_hanrei.pdf)

法務速報186号23番で紹介済

## 2. 平成29年(2017年)2月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・閣法 193 1

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

・・・平成28年度における地方交付税の総額を確保するため同年度分の地方交付税の総額についての加算措置,東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を踏まえて同年度分の震災復興特別交付税の額を減額することを定めた法律。

### 3.2月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

日本弁護士連合会家事法制委員会 編 日本加除出版 400頁 4,320円  
家事事件における保全・執行・履行確保の実務

二宮 周平 編 法律文化社 242頁 3,456円  
面会交流支援の方法と課題 別居・離婚後の親子へのサポートを目指して

東京弁護士会法友全期会債権法改正特別委員会 編著 第一法規 264頁 3,132円  
弁護士が弁護士のために説く債権法改正 事例編

加藤新太郎/松田典浩 編 第一法規 356頁 4,212円  
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点 契約編

廣田尚久 著 学陽書房 204頁 2,376円  
若手法律家のための和解のコツ

園部 厚 著 青林書院 248頁 3,132円  
執行関係訴訟の実務 基礎知識と手続の全体像の把握

## 4.2月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

嶋寺 基/澤井 俊之 著 商事法務 296頁 4,320円

D&O保険の実務

山崎 恒/幕田 英雄 監修 商事法務 368頁 4,320円

論点解説 実務独占禁止法

東京弁護士会 LGBT法務研究部 編著 第一法規 274頁 3,132円

LGBT法律相談対応ガイド

河村 貢/豊泉 貫太郎/河和 哲雄/蜂須 優二/岡野谷 知広 著 商事法務 790頁 6,048円

別冊商事法務No.418 株主総会想定問答集 平成29年版

プロネクサス ディスクロージャー研究部 編 商事法務 734頁 5,616円

別冊商事法務No.419 招集通知・議案の記載事例 平成29年版

川崎英明/三島 聡/淵野貴生 編著 296頁 3,672円

2016年改正刑事訴訟法・通信傍受法 条文解析

## 5. 発刊書籍<解説>

「弁護士が弁護士のために説く債権法改正 事例編」

意思能力・意思表示・代理・無効及び取消し,債権の消滅時効・法定利率,契約解除・危険負担,債権者代位,詐害行為取消し,連帯債務,保証債務,債権譲渡・債務引受,弁済・相殺,契約の成立,売買・請負,賃貸借等について,事例,問い,答え,関係条文,解説の順に述べられている。論点形式であり,改正の変更点を把握しやすく,実践的に改正案の内容を理解したいときに有用である。「改訂版 弁護士が弁護士のために説く 債権法改正」の姉妹版。

「LGBT法律相談対応ガイド」

LGBTとは,LGBT以外の性的マイノリティ,性同一性障害と性別違和などLGBTを理解する上で役立つ事項が解説されており,さらにLGBTが抱える問題,LGBTをめぐる国際的動向,国,地方自治体,企業の取組み,弁護士の基本的な心構え,LGBTに関わる諸問題などが解説されている。LGBTの基礎的知識が学べるほか,民事,家事,刑事などの諸分野におけるLGBTに関連した法的問題が生じた際の基本的対応を学ぶことができるため,LGBTに関する法律問題に対応する際に有用な本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。